

平成22年度 第7回 芦屋市総合計画審議会 会議録

| | | |
|-------|---|---------------------------------|
| 日 時 | 平成22年9月21日(火) | 19:00 ~ 21:00 |
| 会 場 | 消防庁舎3階 多目的ホール | |
| 出席者 | <p>会 長 今川 晃 委 員 勝見 健史 小浦 久子 菅 磨志保 林 宏昭 松井 順子 いとう まい 幣原 みや 田原 俊彦 内山 忠一 小田 脩造 立花 暁夫 室井 明 池内 清 糸川 寿子 稲山 信治 大橋 一生 中村 辰夫</p> <p>市側出席者 山中 健(市長) 岡本 威(副市長) 事務局 西本 賢史(行政経営担当部長) 米原 登己子(行政経営担当課長) 山川 範(行政経営課主査) 山内 健(行政経営課主査) 桑原 正(行政経営課職員)</p> | |
| 欠席者 | 安田 丑作 副会長, 姉川 昌雄 委員 | |
| 会議の公表 | 公 開 | 非 公 開 部分公開 |
| 傍聴者数 | 0 人 | |

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

前3回の会議録について

パブリックコメントについて

これまでの意見と審議会修正案について

その他

(3) 閉会

2 配布資料

次第

前3回会議録(第4回(8月21日), 第5回(8月23日), 第6回(8月29日))

- 資料 7-0921-01 : パブリックコメント一覧表
資料 7-0921-02 : 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表
資料 7-0921-03 : 基本構想 (審議会修正案)(原案を見え消し)
資料 7-0921-04 : 基本構想 (審議会修正案)(見え消し削除)
資料 7-0921-05 : 基本計画 (審議会修正案)(原案を見え消し)
資料 7-0921-06 : 基本計画 (審議会修正案)(見え消し削除)

3 審議経過

(1) 議題 : 前3回の会議録について

配布資料の「前3回会議録(第4回(8月21日),第5回(8月23日),第6回(8月29日))」について,事務局が,公開に至るまでの手順に関する説明を行った。

(今川会長)では,本日の会議終了後に,第4回(8月21日)については,大橋委員と小田委員に,第5回(8月23日)については,勝見委員と菅委員に,第6回(8月29日)については,立花委員と田原委員に,それぞれ署名をしていただくこととする。他に何もなければ,次の議題に移る。

(2) 議題 : パブリックコメントについて

配布資料の「資料 7-0921-01 : パブリックコメント一覧表」に沿い,事務局が,パブリックコメントで出された意見に関する説明を行った。

*「資料 7-0921-01 : パブリックコメント一覧表」に基づき,議事を進行した。

(今川会長)全ての意見について要約した上で,丁寧に説明をいただいたと思うが,今の説明に対して,何か意見等はないか。

(立花委員)4ページの最後の意見の中に,「総合計画を視覚的に楽しいものにする」という表現があるが,これはどういう意味か。

(事務局:米原課長)意味としては,「芦屋市の地図のようなものに,ここがこうなる(変わる)といったことが視覚的にわかるようにして欲しい」ということを意図したものであると理解している。

(立花委員)「これを見れば総合計画がどんなものかわかる」といったもののことを指しているのだろうか。

(事務局:米原課長)「総合計画の内容を地図に書き込む」といった,「都市計画的なイメージのもの」として,受け止めている。

(今川会長)他に何かないか。では,このパブリックコメントの意見(内容)も参考にしながら,議論を進めていくこととする。次の議題(これまでの意見と審議会修正案について)に移るが,事務局から,まず説明をお願いしたい。

(3) 議題 : これまでの意見と審議会修正案について

配布資料の「資料 7-0921-02 : 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」,「資料 7-0921-03 : 基本構想 (審議会修正案)(原案を見え消し)」及び「資料 7-0921-05 : 基本計画 (審議会修正案)(原案を見え消し)」に沿い,事務局が,「審議会が出された意見に対する事務局の対応の内容と,それを踏まえた上で,実際に基本構想・前期基本計画(原案)をどのように修正したか」を中心に,説明を行った。

* 配布資料の「資料 7-0921-02 : 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」,「資料 7-0921-03 : 基本構想(審議会修正案)(原案を見え消し)」及び「資料 7-0921-05 : 基本計画(審議会修正案)(原案を見え消し)」に基づき,議事を進行した。

(今川会長)では,基本構想・前期基本計画を併せて審議する。お気づきの点から随時発言していただく形で,審議を進めていきたい。何か意見等はないか。

(勝見委員)学校教育について申し上げておきたい。ご存知のとおり,小学校においては平成23年4月から,中学校においては平成24年の4月から新しい学習指導要領が完全(全面)実施される予定になっており,今後の学校教育の方向性が明示されている。

「資料 7-0921-02: 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の45ページの1つめの意見の中にある「生きる力」という言葉や,同じページの3つめの意見の中にある「学力差」という言葉,また,「資料 7-0921-01 : パブリックコメント一覧表」の2ページの9つめの意見の中にある「ゆとり」という言葉が気になっている。これらの言葉はマスコミでもよく取り上げられるなど,非常に議論しやすい言葉ではあるが,まず,「資料 7-0921-02: 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の45ページの1つめの意見の中にある「生きる力」とは「心の教育」に関するものである」という表現は,偏った考え方であり,正しくない。

次に,同じページの3つめの意見の中にある「全員が100点でも全員が0点でも学力差はない」という表現についても,偏った(狭い)考え方になってしまっている。

さらには,46ページの4つめの意見の中に「自然環境の教育」という言葉があるが,このような表現はあまり一般的とは言えないため,「環境教育」とするほうが適切である。

「ゆとり」といった言葉も含め,例えば「生きる力とは」,「学力とは」といった形で,しっかり言葉を定義することにより,施策をそれぞれの所管(現場)において具現化していく時に偏った意見(考え方)の影響を受けて「ぶれない」ように,配慮(発信)しておくことが必要ではないか。

(今川会長)言葉の定義などについて発言をいただいた。「マスコミなどに流されないように」というのは,ご指摘のとおりだと思う。ただ,基本構想・前期基本計画の本文で言うと,どのあたりの指摘になるのだろうか。

(勝見委員)「資料 7-0921-02: 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の45ページの中に,「生きる力」や「学力」といった言葉が使われており,修正された基本構想・前期基本計画の本文にもこういった言葉が入ってきていると思うが,それぞれの所管(現場)で具体的な取組を推進するに当たって,混乱を来たす可能性がある。

(今川会長)事務局からは何かないか。

(事務局:米原課長)確認しておきたいのだが,「ぶれない」ということについて,どのように理解すればよいか。

(勝見委員)総合計画の施策を具体化するに当たっては,審議会から教育委員会へと受け継がれていくものと思うが,その際にスムーズに連携できるよう,マスコミ等に煽られるのではなく,学習指導要領に基づいた形で,しっかり述べておくことが大切だと考える。

(事務局：米原課長) 前期基本計画(原案)を作成するに当たっては、教育委員会にも確認をいただいた上で作成している。「生きる力」という言葉は基本構想素案から出てきた言葉である。現在、教育委員会においては、「芦屋市教育振興基本計画」を作成中であるが、その中では、重点目標の中において「豊かな人間力」という形で表現されている。また、「学力差」については、目標を実現するための施策の中で、もう少し詳しく書かれていると認識している。

「生きる力」については、施策目標(4-1)でも使われている言葉であるが、ご指摘の内容としては「修正したほうがいい」のか、それとも「意味がしっかり伝わるように、定義づけの文章を追加したほうがいい」のか、どちらになるのだろうか。

(勝見委員)「生きる力」や「学力」という言葉はそのままでいいと思うが、「資料 7-0921-02：芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の45ページにあるように、まだ、誤解がある中で吸い上げられた言葉なので、実際に施策を具体化していく際には、誤解が生じないように、改めて詳細を広報(発信)しながら進めていくことが大切であると考えます。

(今川会長)教育委員会とは密な連携をとっておいていただきたいと思う。その他の点で何かないか。

(林委員)文章の表現について気になったので、具体的に気付いたことを2点ほど取り上げて申し上げたい。

まず、「資料 7-0921-06：基本計画(審議会修正案)(見え消し削除)」の101ページにおいて、(施策目標13-3の)「2 前期5年の取組の方向性」の書き出しが、「これからの高齢化社会に向け」という、大きな課題を取り上げた形で始まっているが、このような書き出しであれば、それに対応する結びとしては、「高齢者の利便性を高めるための取組」が前面に出てくるはずだが、実際の文章を見てみると、一部「高齢者の利便性に関するもの」もあるが、少し色合いが違ってしまうようになってしまっているように感じた。

次に、同じ資料の104ページにおいて、「施策目標14-2」が「変化に対応できる柔軟な組織運営をしている」となっており、「1 これまでの取組と課題」が「行政への信頼を安定したものにしていくためには」という書き出しになっているが、「柔軟な組織運営」と「行政への信頼」とは、整合がとれているのだろうか。「行政への信頼」を安定したものにするために、「公正の確保や法令順守」、「個人情報保護」といったものが挙げられており、これらは当然大事なものではあるが、ここでは、むしろ、これまでの成果や、例えば、「縦割りではなく、様々な施策を横断的に考えることができる部署の必要性」といった残された課題などをもっと書くべきなのではないか。

以上、2点申し上げたが、特に、様々な意見を集約して盛り込んだ箇所などについては、もう1度、「文章の書き出しと、最後の結びの部分とのつながり」を意識して読み返しておく必要があるのではないかと。

(今川会長)時間がなくなるとまとめの作業に入っていることが影響している部分もあると思うので、今の指摘に関しては、どこかで読み返しの作業を行い、適切な表現に修正し、より読みやすいものにしていただきたい。その他の点で何かないか。

(いとう委員)「資料 7-0921-02：芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」におけ

る「事務局での対応」という（右端の）欄を見ていると、「追記する」という対応が目立つが、実際に追記して整理した結果、基本構想・前期基本計画の冊子としての分量はどの程度増えたのか。

（事務局：米原課長）「資料 7-0921-06：基本計画（審議会修正案）（見え消し削除）」の最終が107ページであり、もともとの原案の最終は71ページだったため、相当な分量が増えたことになる。

（いとう委員）2点発言させていただきたい。

まず、様々な言葉の定義や、「これまでの取組と課題」、「次の5年間における取組の方向性」といったものを盛り込み、それらをはっきりと示すことはいいと思うが、その一方で分量が増えすぎることにより、読み手の負担になり、読み手が離れていってしまうことが危惧されると思い、確認させていただいた。

次に、何度かこの審議会の中でも議論があった「将来像の文言（自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち）」についてだが、この文言はそのまま（変えない）で、これに対する説明文を修正することにより、「“新しい暮らし文化”についても説明している」という形で理解させていただく。

（今川会長）その他の点で何かないか。

（糸川委員）今の指摘の中で出た「分量」についてだが、これぐらいの分量のものが第3次総合計画の時と同じように冊子の形で出ると、一般の市民は隅々まで読まないと思う。よって、例えば「一般の市民向けのダイジェスト版を作成し、市民が特に興味を持っていることに関しては、カラーでイラスト入りにし、キャラクターを登場させ会話形式でわかりやすく説明する」など、「まず市民を引き付ける」ことからスタートするのがいいのではないか。

（立花委員）今の意見に全く同感である。私は「芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会」を代表してこの審議会に参加しているが、9つのコミュニティ・スクールに、この総合計画の内容を説明することが自分の役割だと思っている。その際に、「分厚い冊子を手渡して、これを読んでください」と説明するのではなく、「わかりやすいダイジェスト版を手渡して、興味のあるところは冊子のほうで詳しく読んでください」と説明するほうが、ずっとわかりやすい説明になると思う。

市のほうでも、この総合計画を策定するに当たって、せっかくここまで取り組んでいるわけなので、「芦屋市が、どういう方向で今後動いていこうとしているのか」をもっとPRしていくためにも、このことについては、ぜひ検討をお願いしたい。

（今川会長）事務局として、「一般の市民向けのダイジェスト版」を作成することは予定しているのか。

（事務局：米原課長）「市民が特に興味を持っていること」に関しては、市民によって違うと思うので、「特定の分野をピックアップすること」は難しいと考える。ただ、手にとって見ていただきやすいものとしての「分量を薄くした概要版」については考えていきたい。

（立花委員）難しいことではあるが、やはり、「市民が興味があるから読む」のではなく、「市民に読ませる（興味を持たせる）」ことが大事だと思うので、ぜひ、ご検討いただきたい。

- (今川会長)他の自治体もいろんなダイジェスト版を出しているのだから、そういったものも参考にしながら進めていただきたい。他に何かないか。私のほうからも提案させていただきたいが、基本構想の「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」については、ストーリー（話の流れ）ももちろん大事ではあるが、「第3章 基本構想」と内容的に重複しているところもあり、「第3章 基本構想」の中の「3-1 芦屋の将来像」がもっと早い段階で出てきたほうがいいと思うので、「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」を「資料編」に持っていったらどうかと考えるが、そのあたりについて何か意見等はないか。
- (池内委員)「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」については、「参画と協働によって今回の総合計画の策定に取り組んだ証」としてここに入っているものと理解しているが、計画としては、やはり「第3章 基本構想」が中心になるので、「第3章で方針を示すに当たっては、第2章の考え方に基づいている」といったことをしっかり述べた上で、第2章は関連事項として資料編にもっていったほうが、読みやすいと思う。
- (小浦委員)「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」を「資料編」に持っていくことには抵抗がある。今のストーリーの展開では、第2章と第3章のつながりがわかりにくいので、より読みやすくなるようにもう少し工夫することは必要かもしれないが、「基本構想の策定に当たっては市民会議を中心としてやってきた」ということが、しっかり残る形でまとめたほうがいいと思う。
- (今川会長)そのような点については、「資料 7-0921-03 :基本構想（審議会修正案）（原案を見え消し）」の9ページの「(2) 市民と行政の協働による計画づくり」においてしっかり述べられているので、特に問題はないのではないかと。
- (いとう委員)「第3章 基本構想」と「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」を入れ替えたとしたら、「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」の意味合いが弱まるだろうか。
- (小浦委員)もともと「第2章と第3章のつながりがわかりにくい」という問題があったので、細かく書く必要はないと思うが、「第2章を前提として第3章がある」ということがわかるように整理してもいいのかもしれない。ただ、個人的には「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」は残しておいたほうがいいと思う。
- (今川会長)他の自治体においては、例えば「市民会議でのポイント」といった形で市民会議のエッセンスを取り出し、それを基本構想の中に盛り込む、といった整理などを加えているところもあるので、表現の仕方については、いろんな選択肢があると思う。そのあたりについて、何か意見等はないか。
- (内山委員)「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」については、市民会議において延べ61回もの会議を積み重ね、基本構想素案として提言されたものであり、これは内容としては固まったものであるため、審議会においてその良し悪しを審議するものではないと認識している。審議会としてやるべきことは、「第3章 基本構想」以下、前期基本計画において示されている方向性が適切であるかを審議することであり、「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」については、基本構想・前期基本計画を策定するに当たっての前提として尊重し、引継いでいけばいいのであって、「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」を残す、残さないという議論にはならないのではないかと。

- (小浦委員) ご指摘の内容はそのとおりだと思うが、「みんなで考えてきたことが残る」整理の仕方をすべきであると思う。例えば、「第2章と第3章を合体させる」といった整理の仕方もあるだろうし、基本構想の書き方としては、「せっかくここまで協働でやってきたプロセスが成果として見える」まとめ方のほうがいいと思う。これからの協働のあり方を考えていくためにも、総合計画で取り組んだことを見せ、伝えていくような結果の出し方が重要なのではないか。
- (内山委員) 今のご指摘は非常に大事であると思う。「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」を否定するつもりもないし、「書き方(表現の仕方)をどうすべきか」は考えていけばいいと思う。ただ、全体の分量が増えている中で、重複している部分を整理するなど、「いかに分量を減らしていくか」という考え方もあっていいと思う。
- (今川会長) 他に何か意見等はないか。
- (稲山委員) 「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」の中には、大切な言葉(キーワード)が入っており、思いが盛り込まれている。今の原案のまとめ方としては、「今まで取り組んできたプロセス」が第1章と第2章に書かれており、第3章へとつながっていく構成になっているが、まとめ方の中でどのような構成にするとしても、「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」の中のことは大切なので、ぜひ活かしていく形でまとめていただきたい。
- (今川会長) 他に意見等はないか。もちろん市民会議があったから今に至っているわけであり、流れ(ストーリー)を示すことは大切であると考えているが、一方で読みやすさも求められる。このあたりは事務局のほうで検討していただくこととしたいがどうか。
- (事務局：米原課長) 例えば「第2章と第3章を合体させる」と言っても、実際には「第2章と第3章は1対1の関係」になっているものでもなく、もう少し具体的な形でご提案いただければ事務局としても対応しきれないので、よろしくお願ひしたい。
- (今川会長) その点も踏まえて、何か意見等はないか。1つのスタイルとしては、「第3章 基本構想」の「3-3 芦屋のまちづくりの基本方針」や「3-4 目標とする10年後の芦屋の姿」の中に、所謂「市民会議でのポイント」となるようなものを箇条書きの形で盛り込み、「詳細な議論の内容」については「資料編」として掲載することも考えられると思うが、そのあたりについてはいかがか。
- (事務局：米原課長) 最初にお示しした原案(第1回(6月27日)の配布資料である「資料7：第4次芦屋市総合計画(原案)-基本構想・前期基本計画-」)においては、基本構想の中で示した(まちづくりの)目標毎に、「市民会議が描いた10年後の姿」を掲載していた。この「市民会議が描いた10年後の姿」については、市民会議の中でポイントとなるものとして描かれており、一番はっきりしたものであり、且つ同意が得やすい項目であるとの判断の下、ピックアップして掲載したものであったが、審議会の中で「これではわかりにくい」という意見をいただき、掲載を取りやめた経緯がある。このようなもともと掲載していたものなども含め、「具体的にこのように修正しよう」という形でこの審議会の中で結論を決めていただかないと事務局も対応しきれないので、よろしくお願ひしたい。

- (幣原委員) 審議会の進め方として、合議により意見が一つにまとまるのであれば、それが一番望ましいと考えるが、例えば、今の件一つをとっても、この審議会の中で意見が分かれてしまっている。よって、そのような場合においては、残りの回数や時間が限られていることを考慮すれば、「意見の集約が難しい件については、会長・副会長に一任する」ということも、審議を進行させるための一つの方法であると考えがいかがか。
- (今川会長)「会長・副会長に一任する」ということは、この件に関しては、「市民の方がつくられた部分」ということもあり難しいと思う。方法としては、第1回(6月27日)の配布資料である「資料7:第4次芦屋市総合計画(原案)-基本構想・前期基本計画-」の中にあつた「市民会議が描いた10年後の姿」に少し加筆した程度のものを「第3章 基本構想」に盛り込み、「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」は「資料編」にすればいいと思う。このまま変更なしにするという方法もあるが、「読みやすさ」や「分量の問題」などを考えることは重要であり、方向性はこの審議会で決めておきたい。
- (林委員)今の議論に関連してだが、「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」は分量で言うと10ページ程度であり、このまま置いておいたほうがわかりやすいというのであれば、別に修正しなくてもいいのではないか。
- (今川会長)では、「ストーリーとしては読みやすい」が「全体の分量が増加する」ことが気になったので問題提起させていただいたが、結論としては、「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」については、今のままの形で修正はしないものとする。その他の点で何か意見等はないか。
- (立花委員)結論として「修正はしない」というのは、それでいいと思うが、第2章の冒頭で、「市民会議がこのようにして取り組んできました」といった内容をもう少し強調すれば、その内容がより伝わりやすくなる工夫として機能するのではないか。
- (幣原委員)方向性を示していくことは大切であり、且つわかりやすいものである必要があるが、分量に関しては、50ページであろうが100ページであろうが、その分量だけをもって良し悪しを判断することは適切ではないので、そこだけがネックになっているのであれば、「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」はこのまま残しておけばいいと思う。
- また、内容としても、「どうしても残さないほうがいい」という意見がないのであれば、総合計画の中身に支障を来たすものではないと判断し、このまま残す形で決めればいいのではないか。
- (今川会長)では、基本的に、「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」はこのまま残しておくこととし、表現や見せ方について何点か意見をいただいたという整理にする。その他の点で何か意見等はないか。
- (事務局:米原課長)「市民に望むこと」という表現については、「資料7-0921-02:芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の6ページに掲載したように、「第6回以降に事務局へ個別にいただいた意見」として、「市民の関わり方」、「市民の役割」、「市民に期待する役割」といった案をいただいているが、案をいただいた時点で、既に今掲載している「目標に向けて市民が共に取り組むこと」という事務局(案)で進めていたため、そのままにしている。
- (今川会長)この表現についてはいかがか。

- (菅委員) 確認しておきたいのだが、「市民と共に取り組むこと」となっていないということは、「市民が主語である」と理解してよいか。
- (事務局：米原課長) 「市民が(市民と)共に」若しくは「市民が(行政と)共に」という意味合いも含んでいるが、それを入れると文章が長くなるので、入れずに表現している。
- (今川会長) その他の点で何か意見等はないか。
- (室井委員) これまでの審議会の中で、「外国人」について何度か発言させていただいたが、これについては、いただいている資料の中のどの部分に反映されているのか。
- (事務局：米原課長) 「外国人」については、「資料 7-0921-02 : 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の43ページに掲載しているように、「施策目標2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている」に対する意見として、「外国人に対する考え方」のことについては、繰り返しになってしまうかもしれないが、今後も検討を重ねていくこととしていただきたい。」という内容でいただいている。「外国人に対する考え方」については、今後も検討を重ねていく」という部分が、「具体的にどういうことを指しているかがわかりにくい」ため、修正案に反映できていない。
- (室井委員) 単純に言うと、「芦屋に住んでいる外国人の方達が母国に帰られた時に、芦屋をPRしてもらえるようにすればいいのではないか」ということである。平成20年度の数字で調べてみても、かなりの数の外国人の方が、現在芦屋市に住んでいるため、日本人との間でなるべく住民サービスに差が出ないように配慮できれば、母国に帰られた時にも、芦屋のよさをPRしてもらえ、また、様々な情報も入ってくるようになるのではないか。
- (今川会長) できれば具体的に「このページにこういう内容を盛り込んで欲しい」という形でご発言(提案)いただきたい。あと、基本構想の中で「市民」を「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう」と定義しているため、ここには当然外国人も含まれる。実態として「外国人固有の課題」があるのであれば、それを特出しして書くこともできるが、そういったものがあれば、具体的な形でご提案いただきたい。
- (室井委員) 具体的なものは持ち合わせていないが、かなりの数の外国人の方が、現在芦屋市に住んでいるため、発言させていただいた。
- (今川会長) 事務局のほうからは何かあるか。
- (事務局：米原課長) 「資料 7-0921-05 : 基本計画(審議会修正案)(原案を見え消し)」の67ページの「施策目標2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている」の中の「1 これまでの取組と課題」において、「芦屋市国際交流協会」のことや、「芦屋市国際交流推進懇話会からいただいた「芦屋市の国際交流のあり方について」の提言及び(仮称)国際交流センター」のことなどについて書き加えてはいるが、そういった内容でよかったらどうか。
- (今川会長) それ以外の点で何かないか。
- (糸川委員) 確認しておきたいのだが、「市民」といった場合には、「住んでいる人」以外に、「働きに来ている人」も含まれるという理解になるのか。
- (今川会長) 例えば、公職選挙法など、日本国籍を要件とする法律等においては異なってくるが、日常的にまちづくりを進めていくに当たり、「芦屋市市民参画及び

協働の推進に関する条例」では、「市民」を「市内に在住，在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう」と定義しているということである。

(事務局：米原課長)事務局から1点確認させていただきたい。「資料 7-0921-02 : 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の62ページの上から3つめの意見が、「9 - 1 - 1の5つめの(・)「次の世代へ語り継ぐ活動を促進します。」というところももう少し何か発展的に書けないか。」となっているが、「発展的に」という部分の意味合いを、どう理解すればよいか、事務局においても判断できなかった。例えば「もっと具体的に」ということなのか、あるいは「促進した結果どうなるか」という部分をもっと書くべきということを指しているのか、いろんな理解ができてしまうので、この部分の意味合いをはっきりさせておきたい。

(今川会長)今の点についてご意見をお持ちの方は、ご発言いただきたい。

(小浦委員)「環境」のことについては、どこに書いてあるのか。

(事務局：米原課長)「資料 7-0921-05 : 基本計画(審議会修正案)(原案を見え消し)」で言うと、100~102ページである。

(小浦委員)100~101ページについては、清掃等による「清潔なまち」のことになるのか。

(事務局：米原課長)「通称：市民マナー条例」に基づく、マナーに関することが書かれている。

(小浦委員)102ページについては、温暖化といった地球規模の環境問題が取り上げられている。以前も議論をしたように思うが、このような問題に対しては、例えば、エネルギーの消費を抑えるといった技術的なことだけで対応するのではなく、例えば「緑の環境(緑を植えましょう)」といったこと、もしくは風や海といった地形的なよさが産み出すものというか、「芦屋がもともと持っているよさ」を活かした住まいづくりの推進なども考えられるが、このような21世紀的な課題に向けては、「環境」という側面からどのように取り組むことになっていたのだろうか。

(事務局：米原課長)結論は出ていなかった。個別計画である「第2次芦屋市環境計画」においては、緑のことや自然環境についても書かれており、総合計画の中でどこまで踏み込んで書くかは判断しなければならない。意見としていただいていた「風や緑」に関することについては、目標10の中に文章化する形で盛り込んでいる。

(小浦委員)「環境」を、今後10年間の芦屋市において、どのように位置づけるかということだと思う。以前も議論があったところだと思うが、「目標10と目標11の組み替え」というか、環境という「大きな課題」に向けて、芦屋市がどのような方向性を示すのかということにかかってくると思うので、気になっている。

(事務局：米原課長)基本構想の中に、何かそういった文章があったほうがいいのか。

(小浦委員)そうかもしれない。

(事務局：米原課長)そうであれば、「資料 7-0921-03 : 基本構想(審議会修正案)(原案を見え消し)」の41ページの文章において、具体的な文案をご提示い

ただけるとありがたい。

- (小浦委員) 目標 1 1 が「清潔なまちで環境にやさしい暮らしが広がっている」となっているが、もう少し「環境」が表に出てもいいと思うので、「環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている」としたほうがいいと思うがいかがか。
- (今川会長) そのように修正する形でいいと思うが、何か意見等はあるか。
- (小浦委員) その場合は、「施策目標 1 1 - 1 清潔なまちづくりが進んでいる」と「施策目標 1 1 - 2 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる」の順番が入れ替わるのかもしれない。
- (幣原委員) 「環境に配慮したい」という趣旨でのご意見だと思うが、指摘をいただいた形で修正を加えたほうが、「環境」が一番前に来るのでインパクトが少し強くなるということと、それに伴い施策目標の順番を入れ替えるのも適切だと思うので、内容(分量)的にも対応可能な修正であり、指摘のとおり修正するのがいいのではないか。
- (小浦委員) そうすることによって、「庭園都市としての」という書き出しになっている「資料 7-0921-03 : 基本構想(審議会修正案)(原案を見え消し)」の 4 1 ページの文章についても、一部文言の順番等の入れ替えはあるのかもしれないが、文章のつながりがよりわかりやすくなると思う。
- (今川会長) では、指摘をいただいた形で修正を加えることとする。その他の点で何かないか。
- (松井委員) 「資料 7-0921-05 : 基本計画(審議会修正案)(原案を見え消し)」の 8 3 ページにおいて、「施策目標 7 - 1」が「地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している」となっているのに対し、「1 これまでの取組と課題」の文章がうまく整合していないように感じる。「1 これまでの取組と課題」の文章は、年次的に書かれているものと読み取れるが、「連携体制」ということであれば、もっと「住民主体のもの」であるべきであり、「公的な基盤」が整った上で、「地域の連携」が進んだという順序になったほうが適切であると思う。また、年次的に書くのであれば、介護保険法の改正(平成 1 8 年の 4 月施行)により「地域包括の仕組み(各市町村による地域包括支援センターの設置)ができ、連携が進んだ」ことも、盛り込んでおく必要があるのではないか。
- (今川会長) 今の点については、指摘のとおり修正を加えるのがいいと思うので、事務局において検討していただきたい。その他の点で何かないか。
- (事務局: 米原課長) 先ほど議論になっていた、「資料 7-0921-02 : 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の 6 2 ページの上から 3 つめの意見である、「9 - 1 - 1 の 5 つめの(・)「次の世代へ語り継ぐ活動を促進します。」というところももう少し何か発展的に書けないか。」については、結論としては、「特に修正は加えず、意見としていただいた」という形で理解させていただいてよろしいか。また、「市民に望むこと」という表現や「まちづくり」という言葉の定義については、どのように対応すればよいか。
- (今川会長) 「市民に望むこと」という表現については、今回の修正で「目標に向けて市民が共に取り組むこと」となったことにより、わかりやすくなったと思うがいかがか。
- (菅委員) 「市民に望むこと」であれば、主語が「行政」になってしまうが、「目標に向

けて市民が共に取り組むこと」にすれば、主語が「市民」になるため、このほうがいいと思う。ただ、日本語として少し通りにくい表現になってしまっている気がするので、もう少し表現を工夫できればいいと思う。

(事務局：米原課長)今のままでいいのか、それとももう少し言葉を整理したほうがいいのか、どちらになるのだろうか。

(菅委員)可能であれば、もう少し言葉を整理できたほうがいいと思うので、私も考えてみる。

(今川会長)では、現段階では、「市民に望むこと」については、「目標に向けて市民が共に取り組むこと」としておき、何かいい案があれば、事務局に提案することとする。また、「まちづくり」という言葉の定義や「将来像」についても、改めて読んだ上で、何か意見等があれば事務局まで連絡することとする。なお、それらの期限は週明けの9月27日(月)までとする。では、次の議題に移るが、事務局から連絡事項等はあるか。

(4) 議題 : その他について

(事務局：米原課長)次回(第8回)は、10月2日(土)の19時から、本日と同じ場所(市役所消防庁舎3階多目的ホール)で開催する。本日の会議録については、作成できしだいメールまたは郵便でお送りし、一定期間を設け、全員に確認していただく。その後、署名委員お二人に、郵送により順次署名をいただき、ホームページなどで公開していく。今回の署名委員については、50音順の続きにより、中村委員と林委員をお願いすることとする。会議への出席が難しい場合は、あらかじめ、事務局までご連絡をいただきますよう、お願いします。

4 閉会

(今川会長)以上をもって、第7回総合計画審議会を閉会する。

以 上